



建築住宅室 野澤

魅力的な景観資源を守っていきましょう

市内には城下町ならではの歴史や文化、海・山・川といった豊かな自然など、多様で魅力的な景観資源があります。その景観資源を後世に引き継ぎ、より積極的な景観づくりに取り組むため策定した「村上市景観条例」・「村上市景観計画」が施行されています。



市内で一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為など（以下、景観形成行為という）を行う場合には市への届け出が必要です。

景観形成行為を行う際には、各区域・地区の「景観形成に関する方針」および「景観形成基準」に沿った計画・設計に努め、行為着手の30日以上前の届け出が必要になります。景観形成行為をしようとする際は、早期の届け出をお願いします。

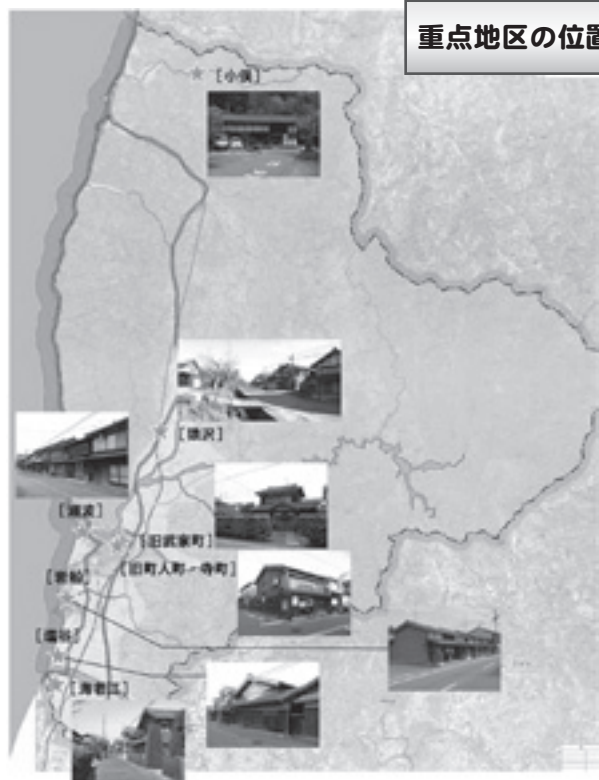
なお、届け出を行わずに景観形成行為に着手した場合は、罰則が適用されることがあります。

●重点地区内で景観形成の助成基準に合致した優良建築物などの経費の一部を助成しています
景観計画区域のうち特に歴史、文化、風土などの特色を残している地区に対して重点地区の指定をしています。重点地区では、各地区の景観特性により一定の基準を満たし、受け継がれてきた地区の伝統的な様式などを継承した優良建築物などの外観の変更に対して経費の一部を助成しています。詳細については、お問い合わせください。

助成金交付の基準適合物件の例



※平成26年度は5件、総額約250万円を助成しました



●皆さんで景観保全・景観づくりに取り組みましょう
村上市景観条例の施行により、景観に関わるすべての課題がすぐに解決できるものではありません。景観づくりには長い年月が必要となります。また、魅力ある美しい景観に磨きをかけ、いつまでも輝くためには市民一人ひとりが主役となり、事業者や行政と協働で景観づくりに取り組まなければなりません。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ 都市計画課建築住宅室 ☎53-2111 (内線515)